

# 朝来市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年12月27日

告示第90号

改正 平成23年7月26日告示第80号

平成23年12月2日告示第122号

平成25年12月1日告示第108号

平成27年4月27日告示第44号

平成27年12月28日告示第93号

平成28年5月10日告示第74号

令和4年3月30日告示第68号

令和4年3月30日告示第69号

令和7年4月1日告示第73号

## (趣旨)

第1条 この告示は、朝来市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年朝来市規則第79号）第33条第1項第3号に規定する事業の実施について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。
- (2) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の規定による知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の規定による児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けた者をいう。
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。
- (4) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に定める疾病に該当する者をいう。

## (用具の給付対象者及び種目等)

第3条 日常生活用具の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、市

内に居住する者で次のいずれかに該当するものとする。

(1) 前条第1号から第3号までに規定する者については、別表第1の対象者の欄に該当する者であること。

(2) 前条第4号に規定する者については、別表第2の対象者の欄に該当する者であること。

2 日常生活用具の給付（給付に係る取付工事を含む。以下同じ。）の対象となる種目、用具の性能、基準額及び耐用年数は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、医療施設に入院又は次のいずれかの施設に入所をしている者は、この告示による給付を受けることができない。ただし、人工喉頭（笛式及び電動式）、ストーマ装具（蓄便袋及び蓄尿袋）及び紙おむつ等の給付対象者を除く。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第19条第3項に規定する施設等

(2) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

4 前3項の規定にかかわらず、18歳以上の者であって、総合支援法第76条に規定する補装具費の支給の対象者に準じ、給付対象者若しくは配偶者の市民税所得割の額が46万円以上であるとき、又は法令その他の規定により日常生活用具の給付が受けられるときは、この告示による給付を受けることができない。

（給付の基準）

第4条 日常生活用具（点字図書を除く。以下この項において同じ。）の給付は、1種目当たり1台とする。ただし、日常生活用具が破損し、又は損耗した場合は、修理可能なものについては修理し、修理不可能なものについては、再申請することができるものとする。

2 日常生活用具のうち点字図書の給付は、対象者1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等で一括して購入しなければならないものについては、この限りでない。

（申請）

第5条 日常生活用具の給付に要する費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）又は住宅改修費給付申請書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、見積書、工事図面、難病患者等にあっては医師の意見書及びその他必要書類を添付しなければならない。

3 日常生活用具の給付のうち点字図書の給付を受けようとする者は、前項の申請書に点字図書の出版施設が発行する点字図書発行証明書を添付しなければならない。

（審査）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、調査のうえ速やかに調査書（日常生活用具用）（様式第2号）又は調査書（住宅改修費用）（様式第2号の2）を作成し、給付の可否を決定するものとする。この場合において、必要に応じ、給付対象者が知的障害者であるときは知的障害者更生相談所長の、知的障害児であるときは児童相談所長の意見を聴くものとする。

（決定）

第7条 市長は、日常生活用具（点字図書を除く。次条第3項、第10条第1項並びに第2項及び第11条において同じ。）を給付することを決定したときは日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を、住宅改修費を給付することを決定したときは住宅改修費給付決定通知書（様式第5号）及び住宅改修費給付券（様式第6号）を交付するものとし、申請を却下することを決定したときは却下通知書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、点字図書を給付することを決定したときは、申請の際に添付された点字図書発行証明書に市長の証明印を押印の上、申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第8条 市長は、日常生活用具の給付を行う場合には、日常生活用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な日常生活用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの内容等を十分勘案のうえ決定するものとする。

3 市長は、第1項の規定により日常生活用具の給付を行う場合には、当該業者に日

常生活用具委託通知書（様式第8号）を送付するものとする。

（費用の負担等）

第9条 日常生活用具の給付の決定を受けた者（18歳未満の者にあってはその保護者。

以下「日常生活用具給付決定者」という。）は、その収入の状況に応じて市長が決定した額を負担するものとする。

2 前項に規定する費用負担の額は、次条第1項に規定する価格の100分の10とする。

ただし、同一の月の費用負担額の上限として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の3の規定を準用するものとする。

3 日常生活用具の修理に係る費用については、当該日常生活用具給付決定者が全額負担するものとする。

4 点字図書の給付の決定を受けた者（以下「点字図書給付決定者」という。）は、当該点字図書に対応する一般図書の価格に相当する額を負担しなければならない。

5 第1項及び前項の規定により負担する費用については、日常生活用具給付決定者又は点字図書給付決定者が直接納入業者又は点字図書の出版施設に支払うものとする。

（費用の請求）

第10条 日常生活用具の納入業者は、日常生活用具給付決定者に当該用具を納入したときは、別表に定める基準額から前条の規定により当該日常生活用具給付決定者が負担する額を控除して得た額を市長に請求するものとする。

2 日常生活用具の納入業者は、前項の規定により費用を請求するときは、請求書に市長が当該日常生活用具給付決定者に交付した日常生活用具給付券又は住宅改修費給付券を添付しなければならない。

3 点字図書の出版施設は、点字図書を給付したときは、点字図書の購入価格から当該点字図書に対応する一般図書の価格を控除して得た額を市長に請求するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、日常生活用具の給付の決定を取り消すことができるものとする。

（1）給付した日常生活用具を目的以外に使用したとき。

(2) 納付した日常生活用具を第三者に譲渡又は転貸したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、当該日常生活用具の納付に要した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年12月27日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(朝来市重度障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

2 朝来市重度障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年朝来市告示第82号)は、廃止する。

附 則(平成23年告示第80号)

この告示は、平成23年7月26日から施行する。

附 則(平成23年告示第122号)

この告示は、平成23年12月2日から施行する。

附 則(平成25年告示第108号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年12月1日から施行し、改正後の朝来市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(朝来市難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の廃止)

2 朝来市難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱(平成17年朝来市告示第33号)は、廃止する。

附 則(平成27年告示第44号)

この告示は、平成27年4月27日から施行する。

附 則(平成27年告示第93号)抄

(施行期日)

第1条 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(朝来市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この告示の施行の際、第5条の規定による改正前の朝来市障害者等日常生活

用具給付事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年告示第74号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年5月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の朝来市市区集会施設整備補助金交付要綱、第2条の規定による改正前の朝来市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱、第3条の規定による改正前の朝来市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱、第4条の規定による改正前の朝来市老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱、第5条の規定による改正前の朝来市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱、第6条の規定による改正前の朝来市訪問介護利用者負担額補助金交付要綱、第7条の規定による改正前の朝来市介護保険住宅改修支援業務事務費補助金交付要綱、第8条の規定による改正前の朝来市人生80年いきいき住宅助成事業実施要綱、第9条の規定による改正前の朝来市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱、第10条の規定による改正前の朝来市障害者居宅生活支援相互利用事業実施要綱、第11条の規定による改正前の朝来市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱、第12条の規定による改正前の朝来市国民健康保険税滞納世帯に係る資格証明書及び短期被保険者証の交付要綱、第13条の規定による改正前の朝来市介護保険の保険給付の制限に関する要綱、第14条の規定による改正前の朝来市機能訓練実施要綱、第15条の規定による改正前の朝来市森林整備地域活動支援交付金交付要綱、第16条の規定による改正前の朝来市街なみ環境整備事業協議会活動助成金交付要綱、第17条の規定による改正前の朝来市知的障害者（児）プール利用補助事業実施要綱、第18条の規定による改正前の朝来市精神障害者短期入所事業実施要綱、第19条の規定による改正前の朝来市知的障害児活動支援事業実施要綱、第20条の規定による改正前の朝来市簡易耐震診断推進事業実施要綱、第21条の規定による改正前の朝来市自立支援教育訓練給付金支給要綱、第22条の規定による改正前の朝来市住宅再建等支援金交付要綱、第23条の規定による改正前の朝来市地域支援事業実施要綱、第24条の規定による改正前の朝来市災害復旧事業補助金交付要綱、第25条の規定による改正前の朝来市外出支援サービス事業実施要綱、第26条の規定による改正前の朝来市

転入者住宅建設等対策事業補助金交付要綱、第27条の規定による改正前の朝来市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱、第28条の規定による改正前の朝来市障害者地域活動支援センター事業実施要綱、第29条の規定による改正前の朝来市居宅生活支援事業実施要綱、第30条の規定による改正前の朝来市通所授産施設利用者負担軽減事業実施要綱、第31条の規定による改正前の朝来市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱規程、第32条の規定による改正前の朝来市精神障害者デイケア事業実施要綱、第33条の規定による改正前の朝来市視覚障害者（児）パーソナルコンピュータ貸与事業実施要綱、第34条の規定による改正前の朝来市コミュニケーション支援事業実施要綱、第35条の規定による改正前の朝来市被災者生活再建支援金交付要綱、第36条の規定による改正前の朝来市住民基本台帳実態調査要綱、第37条の規定による改正前の朝来市未熟児養育医療費助成事業実施要綱、第38条の規定による改正前の朝来市専用水道事務取扱要綱及び第39条の規定による改正前の朝来市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則（令和4年告示第68号）抄

##### （施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年告示第69号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和7年告示第73号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

種目	対象者		用具の性能	基準額	耐用年数
	障害及び程度	年齢			
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	—	腕、脚等の訓練ができる器具を附帯し、原則として給付対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機	154,000円	8年

			能を有するもの		
特殊マット	次のいずれかに該当する者 (1) 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 (2) 重度又は最重度の知的障害者	3歳以上	じょくそう 褥瘡を防止し、又は失禁等による汚損を防止できる機能を有するもの  エアマット（空気圧の切替えにより体圧分散を行うもの）又は除圧マット（ウレタンフォーム等の特殊な素材又は構造により体圧分散を行うもの）で、じょくそう 褥瘡を防止できる機能を有するもの	24,600円  102,000円	5年
特殊尿器	常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、給付対象者又は介護者が容易に使い得るもの	67,000円	5年
入浴担架	入浴に介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	3歳以上	給付対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 (下着交換等に当たって家族等他人の介助を要)	学齢児以上	介助者が給付対象者の上体位を変換させるのに容易に使い得るもの	15,000円	5年

	するものに限 る。)				
移動用リ フト	下肢又は体幹機 能障害2級以上 の身体障害者	3歳以上	介助者が給付対象者を 移動させるに当たって本体のみの場 容易に使用し得る稼働合 型、固定型又は据置型 のもの（天井走行型そつり具のみの の他住宅改造を伴うも場合 のを除く。）	250,000円 200,000円 50,000円	4年
訓練いす	下肢又は体幹機 能障害2級以上 の身体障害者	3歳以上 17歳以下	原則として附属のテー ブルをつけるものとす る。	33,100円	5年
訓練用ベ ッド	下肢又は体幹機 能障害2級以上 の身体障害者	学齢児以 上17歳以 下	腕又は脚の訓練ができ る器具を備えたもの	159,200円	8年
入浴補助 用具	入浴に介助を要 する下肢又は体 幹機能障害のあ る身体障害者	3歳以上	入浴時の移動、座位の 保持、浴槽への入水等 を補助でき、給付対象 者又は介助者が使用し 得るもの	90,000円	8年
便器	下肢又は体幹機 能障害2級以上 の身体障害者	学齢児以 上	手すりをつけることが できるもの（取替えに 当たり住宅改修を伴う のを除く。）	9,850円	8年
頭部保護 帽	起立・歩行時に 頻繁に転倒する 平衡機能又は下 肢若しくは体幹 機能障害のある 身体障害者	—	ヘルメット型で、転倒 の際に衝撃から頭部を主材料 保護する機能を有する もの	スポンジ、皮が 15,656円 スポンジ、皮、 プラスチック が主材料	3年

	てんかんの発作等により頻繁に転倒する次のいずれかに該当する者 (1) 重度又は最重度の知的障害者 (2) 精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	37,852円 (上記価格は、オーダーメイドの場合に適用し、既製品は、上記価格の80%の範囲内の額とする。)		
歩行補助杖	移動等において介助を要する平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害のある身体障害者	3歳以上	T字状・棒状の杖で、木材又は軽金属を主体としたもの。夜光塗料等の追加費用も含む。	3,500円	3年
移動・移乗支援用具	家庭内の移動等において介助を要とする平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害のある身体障害者	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 給付対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 (設	60,000円	8年

			置に当たり住宅改 修を伴うものを除 く。)		
特殊便器	訓練を受けても 自ら排便後の処 理が困難であ り、次のいずれ かに該当する者  (1) 上肢障 害2級以上 の身体障害 者  (2) 重度又 は最重度の 知的障害者	学齢児以 上	足踏ペダルで温水温風 を出し得るもの及び給 付対象者又は介護者が 容易に使用し得るもの (取替えに当たり住宅 改修を伴うものを除 く。)	151,200円	8年
火災警報 器	火災発生の感知 及び避難が著し く困難なもの で、次のいずれ かに該当する者	—	室内の火災を煙又は熱 により感知し、音又は 光を発し、屋外にも警 報ブザーで知らせ得る もの	15,500円	8年
自動消火 器	(当該者の世帯 が単身世帯及び これに準ずる世 帯であること。)  (1) 2級以上 の身体障害 者  (2) 重度若 しくは最重 度の知的障	—	室内温度の異常上昇又 は炎の接触で自動的に 消火液を噴射し、初期 火災を消火し得るもの	28,700円	8年

	害者 (3) 1級の精神障害者				
電磁調理器	次のいずれかに該当する者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯であること。） (1) 視覚障害2級以上の身体障害者 (2) 重度又は最重度の知的障害者 (3) 高次脳機能障害のある1級の精神障害者	18歳以上	給付対象者が容易に使い得るもの	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者	—	給付対象者が容易に使い得るもの	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の身体障害者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯であって、日常生活	—	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年

	活上必要と認められる世帯であること。)				
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者（自己連続携行式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を行う者）	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害により必要と認められる身体障害者	学齢児以上	給付対象者が容易に使い得るもの	36,000円	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者又は同程度の身体機能により必要と認められる身体障害者	—	給付対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	—	呼吸状態を継続的にモニタリングするが可能な機能を有するもの	157,500円	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法	—	給付対象者が容易に使い得るもの	17,000円	10年

	を行う身体障害者				
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯であること。)	学齢児以上	給付対象者が容易に使い得るもの	9,000円	5年
盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯であること。)	—	給付対象者が容易に使い得るもの	18,000円	5年
盲人用血圧計(音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯であること。)	—	給付対象者が容易に使い得るもの	15,000円	5年
携帯用会話補助装置	発声・発語に著しい障害があり、次のいずれかに該当する者 (1) 音声若しくは言語機能障害又は肢体不自由な身体障害者 (2) 知的障害者	学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、給付対象者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
情報・通信支援用具	上肢機能又は視覚障害のある身体障害者	—	障害者向けパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト	100,000円	5年

点字ディスプレイ	視覚及び聴覚の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）のある身体障害者で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障害2級以上上の身体障害者	給付対象者が容易に使い得るもの	10,710円	7年
点字タイ	就学若しくは就	給付対象者が容易に使	63,100円	5年
プライタ	労している又は	用し得るもの		
ー	就労が見込まれる者で、視覚障害2級以上の身体障害者			
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	視覚障害2級以上上の身体障害者	学齢児以上が音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、デイジーフォンによる録音及び同方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、給付対象者が容易に使い得るもの	85,000円	6年
視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、デイジーフォンにより記録された図書の再生が可能な製品	35,000円	6年

用機)			であって、給付対象者が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上上の身体障害者	学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するもので、給付対象者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障害者用拡大字等を読むこと読書器	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害のある身体障害者	3歳以上	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された文字等をモニターに映し出せるもの	239,000円	8年
盲人触読用時計	視覚障害2級以上上の身体障害者(本人が現に所持していない場合に限る。)。	—	給付対象者が容易に使い得るもの	10,300円	10年
	音声時計			13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認めら	学齢児以上	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であつ	71,000円	5年

	れる者で、聴覚障害又は発声・発語に著しい障害のある身体障害者	て、給付対象者が容易に使用し得るもの		
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害のある身体障害者で、必要と認められる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者向け番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、給付対象者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工喉頭(笛式)	喉頭摘出により音声を全く発することができない音声又は言語機能障害のある	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	8,350円	4年
人工喉頭(電動式)	身体障害者	顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	72,200円	5年
人工鼻(本体部分)	喉頭を摘出し、常時埋め込み型の人工喉頭を使用する音声又は	手指を使用せず発生できる人工鼻本体で給付対象者が容易に使用するもの	51,840円	1年
人工鼻(消音)	言語機能障害の	給付対象者が容易に使	23,100円	—

耗部分)	身体障害者	用するもの	(月額)
点字図書	主に点字により情報入手している視覚障害のある身体障害者	点字により作成された点字図書の図書(月刊、週刊等で入価格に相当発行される雑誌を除く。)	
ストーマ 装具 (蓄便袋)	ぼうこう若しくは直腸機能障害のストーマ造設者又は腎瘻若しくは膀胱瘻により尿を排泄する身体障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する用品を含む。	9,500円 (月額)
ストーマ 装具 (蓄尿袋)		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で、尿処理用のキャップ付のラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する用品を含む。	12,500円 (月額)
紙おむつ等	身体障害者で次のいずれかに該当する者 (1) 高度の排便又は排	紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品	12,360円 (月額)

	尿機能障害のある者 (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害で排便又は排尿の意思表示が困難である者			
取尿器	ぼうこう又は直腸機能障害で、高度の排尿機能障害のある身体障害者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの	8,930円	1年
住宅改修費	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害（運動機能障害に限る。）3級以上の身体障害者（特殊便器を設置する	改修範囲 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 玄関から道路までの通路部分など屋外における改修工事	200,000円	—

	<p>場合は、上肢機能障害2級以上の者) (2) 1級の精神障害者</p>	<p>(7) その他住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>	
--	---	----------------------------------	--

#### 備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚し時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 住宅改修費の給付は、1回とする。ただし、住居を変更した場合は、この限りでない。

別表第2 (第3条関係)

種目	対象者	用具の性能	基準額	耐用年数
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそう 褥瘡の防止又は失禁等による汚染を防止できる機能を有するもの	24,600円	5年
		エアマット (空気圧の切替えにより体圧分散を行うもの) 又は除圧マット (ウレタンフォーム等の特殊な素材又は構造により体圧分散を行うもの)	102,000円	

		で、褥瘡を防止できる機能を有するもの		
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得る稼働型、固定型又は据置型のもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	250,000円 200,000円 50,000円	4年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	90,000円	8年
便器	常時介助を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	4,450円 手すり付きの場合5,400円増し	8年

移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>(1) 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)</p>	60,000円	8年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	151,200円	8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火等(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯であること。)	28,700円	8年
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
動脈血中	人工呼吸器の装着が必要	呼吸状態を継続的にモニ	157,500円	5年

酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	な者 の	タリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの		
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの  (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000円	—
本表に掲げる品目	身体の状況及び病状、特 げ る も の の ほ か 、 別 表 第 1 に 掲 げ る 品 目	に身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案して、より重度の状態を想定し、日常生活上、必要であると市長が認め る者	—	—

備考 居宅生活動作補助用具の給付は、1回とする。ただし、住居を変更した場合又は進行性の症状により医師の診断書等で、状態の変化が認められた場合は、この限りではない。